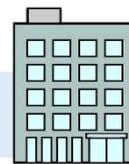
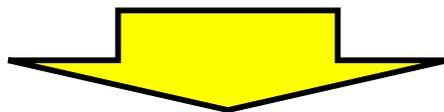


統括防火管理者の選任について



雑居ビル等で火災が発生した場合、多くの死傷者等を伴うことが多く、また大規模な地震が発生した場合でも、人的・物的被害が大きくなることから、下記のいずれかに該当する防火対象物で、管理について権限が分かれている場合は、統括防火管理者を選任し防火管理上必要な業務を行わせるとともに、その旨を消防機関に届け出ることが法律上規定されています。

(消防法第8条の2)



統括防火管理者が必要となる防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物で管理について権限が分かれているもの。

- 高層建築物（高さ31mを超える建築物）
- 避難困難施設が入っている防火対象物のうち地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
- 特定防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの（避難困難施設を除く）

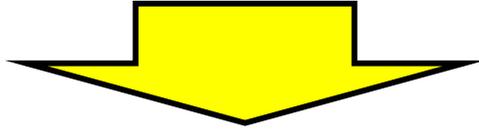
※特定防火対象物とは、百貨店やホテル、飲食店などの不特定多数の者が利用する建物や病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険が高い建物をいう。

- 非特定用途防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの。

統括防火管理者の業務及び役割



統括防火管理者は、建物全体の防火管理体制を推進するため、各テナントの管理権限者又は、防火管理者に対して共用部分（避難経路）に物を置いていないか等、指示を出します。また、以下の業務を各テナントの管理権限者又は、防火管理者と協議及び協力して行います。

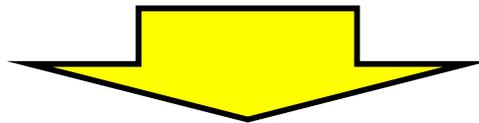


- 建物全体についての消防計画の作成
- ※ 全体の消防計画と各テナントごとの消防計画は整合性を図ること。
- 建物全体の消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施。
- 廊下や階段等の共用部分等の避難上必要な施設の管理

統括防火管理者になるには、



防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために、必要な権限及び知識を有するもので、下記の要件を満たすもの。



統括防火管理者の資格を有する要件

- 防火管理者講習修了者等の資格を有している者
 - 管理権限者から防火管理上必要な権限が付与されている者
 - 管理権限者から必要な業務の内容の説明を受けており、かつ、十分な知識を有している者
 - 管理権限者から防火対象物の位置、構造、設備の状況等の事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有している者
- ※ 根拠条文 消防法施行令第4条、消防法施行規則第3条の3